



令和4年9月29日

彦根市小規模事業者デジタル化推進補助金の受付を開始します

新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や、急速に進むデジタル化に対応した市内の小規模事業者の振興を図るため、市内小規模事業者のデジタル技術を活用した取組に対して、最大20万円（補助率2/3）を補助します。

10月3日（月）から事前申込と事業計画の確認受付を開始します。

1. 補助対象事業

取組	内容
ウィズコロナ対応事業	デジタル技術を活用して、ウェブ会議やテレワーク等のウィズコロナ（新しい生活様式）に対応するための事業
キャッシュレス決済導入事業	QRコード決済やクレジットカード決済などの導入事業
インボイス対応事業	インボイスに対応したレジや、受発注システム等の導入事業
販路開拓・拡大事業	デジタル技術を活用して、販路開拓・拡大に取り組み、売上高の増加が見込まれる事業
業務効率化・生産性向上事業	デジタル技術を活用して、業務の効率化や人手不足解消等の生産性向上に取り組む事業

2. 補助対象経費の例

- ・ デジタル機器（パソコン、タブレット端末、POSレジ、周辺機器等）の購入費
- ・ 専用ソフトウェア・情報システム等の購入費および使用料
- ・ システム改修に係る委託外注経費（工事等に関する委託費等は除く）

3. 補助率等

補助対象経費（税抜き）の3分の2、上限額：20万円

※ 事前申込の結果、補助申請予定額が予算（4千万円）を超える場合は抽選を行います。

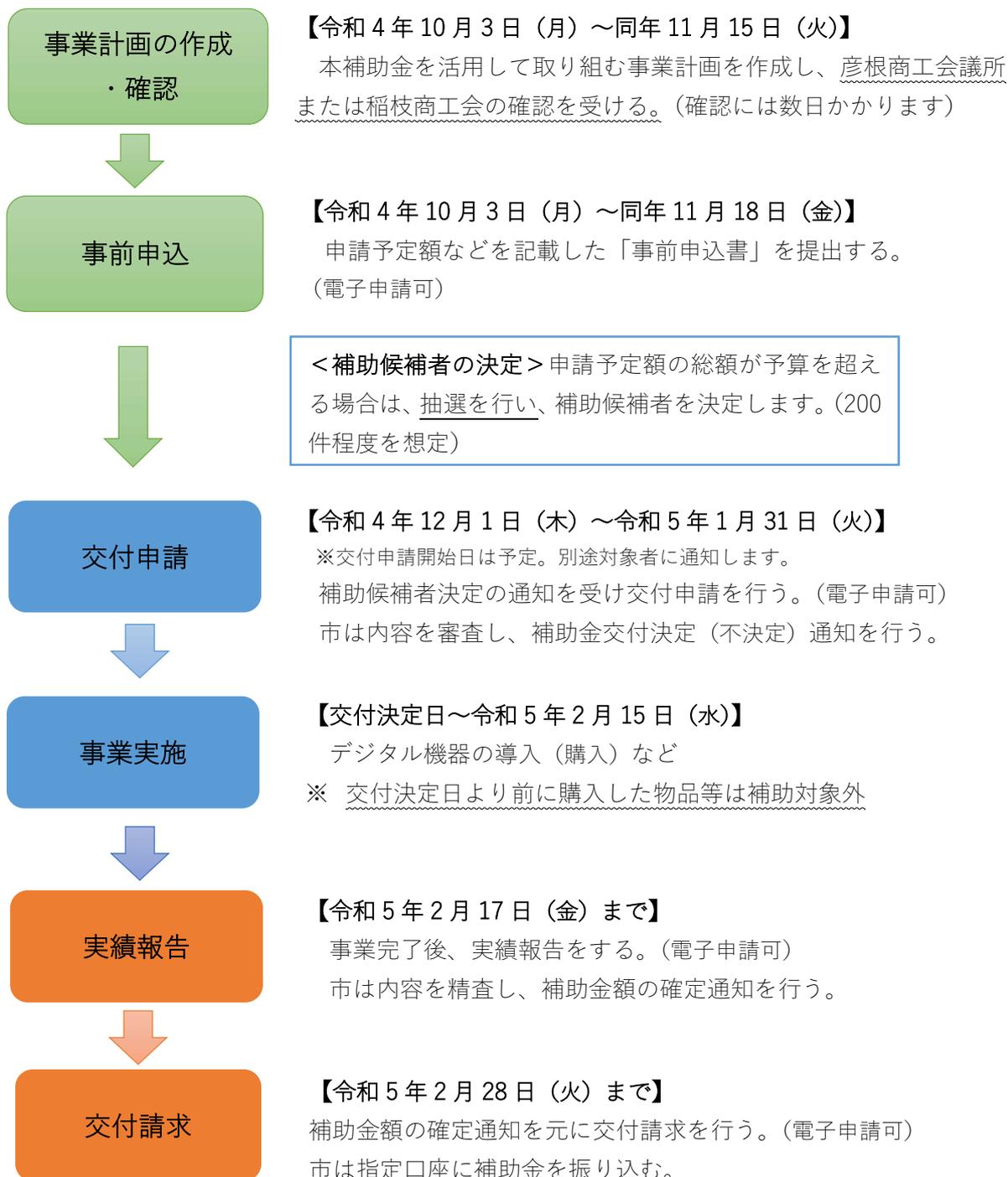
4. 申請条件（主なもの）

- ✓ 市内に本社（本店）を有する小規模事業者であること
 - ※ 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断します。
- ✓ この補助金を活用して取り組む「事業計画」について、彦根商工会議所または稲枝商工会の確認を受けること

※ 小規模事業者の定義については別紙資料参照



5. 補助金交付までの流れ



問い合わせ先

産業部地域経済振興課 担当：平尾

電話：0749 - 30 - 6119

E-mail：shoko@ma.city.hikone.shiga.jp

(補助対象となる小規模事業者の定義等)

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

- ※ 業種の判定については、現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します。
- ※ 「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業（建設業、運送業等）や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

補助対象となりうる者	補助対象とならない者
○会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、工業法人（弁護士・税理士等））	○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者 （個人の林業・水産業者についても同様） ○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）
○個人事業主（商工業者であること）	○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人
○一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※）	○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○申請時点で開業していない創業予定者（既に税務署に開業届を提出していても、税務署の受領日が令和4年10月1日以降のものは補助対象外） ○任意団体 等

- ※ 特定非営利活動法人は、以下（ア）（イ）の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（20人以下）を用います。
- （ア） 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。
- （イ） 認定特定非営利活動法人でないこと。